

## 特定非営利活動法人埼玉県防災士会 倫理規程

### (使命)

第1条 会員は、社会の防災力向上を目指す者として、その名誉を重んじ、社会的信頼が得られるよう努めなければならない。

### (研鑽)

第2条 会員は、埼玉県防災士会及び自己の活動に対する批判、評価等に謙虚に受け止め、自己の研鑽につとめるものとする。

### (公平不偏・客観性)

第3条 会員は、自己の利益や特定の者の利己的な要求に迎合することなく、常に防災に対する啓発と被災者支援の立場で公平不偏な姿勢で取り組み、客観的かつ総合的に判断し行動する。

### (相互協力)

第4条 会員は、防災活動に積極的に参加し、情報と経験を共有し相互に協力しあい、誠意をもって遂行する。

### (名誉と信義・自律)

第5条 会員は、常に防災知識に対する自己研鑽に努め、技術の向上により防災士としての名誉を重んじ、公平無私の立場で、専門的でかつ規律ある態度で行動し、いやしくも信義にもとるような行為を行ってはならない。

2 会員は、埼玉県防災士会や防災士に対する信用を損ねかねない行動を行ってはならない。

### (秘密保持)

第6条 会員は退会後も、他の防災士及び活動中に知り得た個人情報などを漏らしてはならない。

### (地位利用の禁止)

第7条 会員は、立場を利用して自己又は第三者の利益を図るような行為をしてはならない。

### (通知)

第8条 会員は、他の会員にこの倫理規程に違反する行為があり、あるいはその疑いがあることを知った時は、埼玉県防災士会に通知する。

(法令遵守)

第9条 会員は法令、社会規範を守らなければならない。

(倫理審査会の設置)

第10条 会員に当該倫理規程に違反する行為があった場合は、倫理審査会を設置する。

(規程の改廃)

第11条 この規程は、理事会の承認を得て改廃することができる。

附 則 (2019年9月21日埼玉県防災士会役員会決定)

(施行期日)

この規程は、2019年10月1日から施行する。